

命 令 書

申立人 全日本運輸一般労働組合 神戸支部

被申立人 サカエ屋商事株式会社

被申立人 帝神畜産株式会社

主 文

- 1 被申立人らは、申立人労働組合員に対し脱退勧奨などして申立人労働組合の自主的運営に支配介入してはならない。
- 2 被申立人らは、本件命令書写し受領後1週間以内に連名で、下記内容の文書を、申立人組合代表者に交付しなければならない。

記

当社は、全日本運輸一般労働組合神戸支部の組合員に対し、同組合からの脱退を勧奨したことなどにつき、兵庫県地方労働委員会において同労働組合に対する支配介入であって、不当労働行為に該当するものと判断されました。

よって、今後このような行為を繰り返さないことを誓約します。

昭和 年 月 日

全日本運輸一般労働組合神戸支部

執行委員長 A 1 殿

サカエ屋商事株式会社

代表取締役 B 1

帝神畜産株式会社

代表取締役 B 1

理 由

第1 認定した事実

1 当事者等

- (1) 申立人全日本運輸一般労働組合神戸支部（以下「神戸支部」という。）は、肩書地に事務所を置き、運輸、交通、流通関連産業及び一般の労働者で組織された労働組合で、審問終結時の組合員数は約750名であり、被申立人サカエ屋商事株式会社（以下「サカエ屋商事」という。）の従業員3名と被申立人帝神畜産株式会社（以下「帝神畜産」という。）の従業員5名の合計8名で、サカエ屋分会（以下「分会」という。）を組織している。
- (2) 被申立人サカエ屋商事は、昭和44年11月8日に設立され、肩書地に本店を置き、食肉の卸売を主たる営業目的とする資本金100万円の株式会社で、審問終結時の従業員数は7名である。
- (3) 被申立人帝神畜産は、昭和40年5月10日有限会社サカエ屋として設立され、昭和53年5月4日に組織変更により帝神畜産株式会社となり、被申立人サカエ屋商事と同一地に

本店を置き、食肉の加工、食肉の卸売及び小売並びに飲食業を主たる営業目的とする資本金4000万円の株式会社で、審問終結時の従業員数は49名である。

ところで、サカエ屋商事と帝神畜産両社の役員構成は、代表取締役社長B 1（以下「B 1 社長」という。）、専務取締役B 2（以下「B 2 専務」という。）、常務取締役B 3（以下「B 3 常務」という。）及び監査役B 4であって、少なくとも分会結成時から審問終結時に至るまでその構成は同一である。なお、サカエ屋商事の代表取締役にはB 1 社長のほかにB 3 常務が昭和56年11月28日就任し、現在に至っている。

- (4) 申立外サカエ屋商事労働協議会（以下「サカエ屋協議会」という。）は、サカエ屋商事の従業員によって、申立外帝神畜産労働協議会（以下「帝神協議会」という。）は、帝神畜産の従業員によって、それぞれ分会とは別に昭和56年7月末ごろ結成された労働組合であるが、昭和57年10月に両協議会が合併して帝神協議会となった。
- (5) 申立外株式会社山鹿ミート（以下「山鹿ミート」という。）は、帝神畜産と山鹿市農業協同組合とがそれぞれ50パーセントずつ出資して、昭和48年に熊本県山鹿市に設立されたもので、牛の飼育や食肉加工を行っている。

2 分会結成と団体交渉

- (1) 昭和56年2月ごろ、サカエ屋商事及び帝神畜産の従業員約13名が神戸支部に加入し、その後それらの者を含め、神戸支部に順次加入したサカエ屋商事及び帝神畜産の従業員36名が、7月26日、分会の結成大会を開催して分会を結成し、執行委員長にA 2（以下「A 2」という。）を、副執行委員長にA 3（以下「A 3」という。）及びA 4（以下「A 4」という。）を、書記長にA 5（以下「A 5」という。）を、それぞれ選出した。
- (2) 7月27日、サカエ屋商事及び帝神畜産の本店において、神戸支部のA 6、A 7及びA 8と分会のA 2及びA 4らが、サカエ屋商事及び帝神畜産両社の代表取締役であるB 1社長に対し神戸支部及び分会連名の分会結成通知書、神戸支部の6項目の要求書及び分会の17項目の要求書を手交し、団体交渉の実施を要求した結果、第1回団体交渉が7月29日午後6時から実施されることになった。B 1社長は、上記分会結成通知書及び要求書を受け取った直後にサカエ屋商事及び帝神畜産両社の課長以上の管理職を集め、分会結成通知のあったこと及び第1回団体交渉を7月29日に実施することになったことを伝え、団体交渉には全員出席するよう指示した。
- (3) 7月29日、神戸支部からA 6及びA 7、分会から執行部役員約8名、サカエ屋商事及び帝神畜産からB 1社長、B 3常務及び課長以上の管理職が出席し、午後6時から12時ごろまで団体交渉が実施された。席上、B 1社長は、分会結成届には分会が会社の従業員を代表する労働組合であると記載されているが、従業員を代表しているかどうか信用できないので組合員名簿を提出するよう要求したのに対して、神戸支部及び分会は組合員名簿の提出については、必要がない、根拠がないと主張した。B 1社長は、組合員名簿を提出しないと要求項目に対する回答はできないと主張し、団体交渉は組合員名簿の提出の可否をめぐる対立し、結局、次回団体交渉を8月6日に行うことを決めて終わった。
- (4) 8月6日、神戸支部からA 6及びA 7、分会からA 2及びA 3らが、サカエ屋商事及び帝神畜産からはB 1社長、B 3常務、帝神畜産のB 5マネージャー（以下「B 5マネージャー」という。）及びB 6製品課長（以下「B 6課長」という。）らが出席して第2

回団体交渉が実施されたが、前回の団体交渉と同様に組合員名簿の提出の要否をめぐり紛糾し、要求項目についての団体交渉は行われなかった。なお、B 5 マネージャーは、帝神畜産の直営店の責任者であり、B 6 課長は同じく製造現場の責任者である。

- (5) 8月12日、神戸支部から2名、分会からA 2及びA 3らが、サカエ屋商事及び帝神畜産からはB 1 社長、B 3 常務、B 5 マネージャー及びB 6 課長らが出席して団体交渉が行われ、分会結成当時の分会員36名の氏名が記載された組合員名簿が提出された。

3 サカエ屋協議会及び帝神協議会の結成

- (1) 昭和56年7月末ごろ、サカエ屋商事のC 1（以下「C 1」という。）、帝神畜産のC 2（以下「C 2」という。）及びC 3らによって分会とは別にサカエ屋協議会及び帝神協議会が結成され、サカエ屋協議会の会長にC 1を、帝神協議会の会長にC 2を、それぞれ選出した。
- (2) 7月31日、C 1、C 2及びC 3は両協議会の加盟届及び分会の退会届用紙を作成し、他の従業員に対し分会からの脱退及び両協議会への加盟を勧めることとし、サカエ屋商事の従業員に対してはC 1が、帝神畜産の従業員に対してはC 2が、それぞれ説得することとなり、C 2らは従業員宅を訪問したりして従業員の説得にまわった。
- (3) 8月1日、C 1及びC 2はB 1 社長に対し両協議会の組合結成通知を行い、同月4日午前、C 1はA 2にサカエ屋商事及び帝神畜産の従業員27名の分会退会届を提出した。その退会届にはC 1及びC 2のものを初めとして、分会に加入していない11名の退会届が含まれていたが、それは、本人の知らない間に分会に加入させられていることを危惧したためであった。

4日及び9日に両協議会とサカエ屋商事及び帝神畜産との団体交渉が行われ、9日の団体交渉において両協議会から組合員名簿が提出された。

4 A 9の分会からの脱退

- (1) 8月12日、帝神畜産の従業員で分会の執行委員であるA 9（以下「A 9」という。）は、A 2に「今日、B 6 課長から呼ばれており、不当労働行為の事実がつかめるかもしれないので、テープレコーダーを用意してくれ。」と依頼したところ、A 2はポケットサイズのテープレコーダーを購入し、それを午後1時過ぎにA 9に渡した。

同日夜、A 9はB 6 課長と自動車で明石にある同課長の友人宅へ行き、2人で話し合った結果、A 9は分会からの脱退を決意し、B 6 課長に他の分会員と顔を合わせるのがつらいので、しばらく山鹿ミートへ行かせてくれるように頼んだところ、同課長は有給休暇を取って行くように指示した。

- (2) 8月13日、A 9は出勤後、C 2に分会の退会届及び帝神協議会の加盟届とテープレコーダーを渡し、それをA 2に渡すように依頼した。

同日午前10時ごろ、B 6 課長は勤務時間中であったが、山鹿ミートへ行くA 9を送るため、自分の自動車を運転して、C 2と3人で大阪国際空港へ行った。A 9は大阪国際空港でA 4に電話をし、これから山鹿ミートへ行くのでB 6 課長に空港まで送って来てもらっているが、仕事が終わったらB 6 課長に会うようにと伝え、山鹿ミートへ向かった。そのころ、A 9より以前に分会を脱退したA 5も山鹿ミートに行っていた。

同日、夕方ごろC 2は上記A 9の退会届とテープレコーダーをA 2に渡したが、その退会届はC 1らが作成した前記退会届用紙にA 9が住所、氏名を自署し、押印したもの

で年月日はC 2が記入したものであった。

5 A 4に対する脱退勧奨

- (1) 8月13日午後3時過ぎ、B 6課長からA 4に仕事が終わった後で会いたいので、午後6時に貿易センタービルにあるレストラン・バーグに来るよとの電話があった。A 4は午後6時ごろ上記バーグへ行き、そこでB 6課長から「運輸一般に入っていたら、警察のブラックリストにのる。今、組合を辞めたら、ブラックリストは消せる。組合を辞めずに働いていたら、やくざみたいなのを入れて痛い目にあわせてやる。」などと言われ、分会から脱退するように勧められ、A 4は分会を脱退する旨B 6課長に答えると、同課長は隣のテーブルにいた友人に退会届の文言を書かせ、その用紙をA 4に渡し署名指印させた。そして、同課長はA 4に対してA10(以下「A10」という。)及びA11(以下「A11」という。)にも分会からの脱退を説得するよう指示した。B 6課長は、午後9時ごろバーグでA 4と別れる際に、A 4にタクシー代として2,000円を渡した。
- (2) A 4は、バーグを出た後、A10宅へ行き、A10に分会から脱退するように説得し、更にA11をA10宅に呼び出し、A10と同様に分会から脱退するように説得した。翌14日、A 4は退会届をC 1に渡した。A10及びA11はC 1らが作成した退会届用紙に署名押印したうえ、15日ごろA 2にそれを渡した。
- (3) 8月14日、A 4は勤務時間中にB 6課長から他の分会員に脱退を勤めるよう指示され、分会員のA12に分会からの脱退を勧めたが、同人に拒否された。同日昼ごろ、A 4はA10と2人でA13とA14を喫茶店に誘い、分会から脱退するように説得し、C 1らが作成した退会届用紙を使って、分会からの退会届を書かせた。
- (4) 8月15日午前、A 4はB 6課長から「食堂へ行ったらA15さんと事務所の人も、もう辞めるようなことを言っておったから、退会届用紙を持って行っておくれ。」と指示され、勤務時間中であったが、食堂へ行き、A16、A17、A18、A19、A20、A21らに分会からの退会届及び両協議会の加盟届を書いてもらい、前日に預かった前記A13及びA14の退会届とともに現場事務所へ持って行ったところ、そこにC 1がいたので、同人に退会届と加盟届を渡した。
- (5) 8月15日、C 1はA 4の退会届に年月日を記入して、前記8枚の退会届とともにA 2の所へ持って行ったが、A 2は脱退者らの脱退の意思が確認できないので、脱退するのであれば本人が持って来るよと述べ、受取りを拒否した。A 4の退会届については、C 1がC 2を通してA 4に返し、A 4は後日その退会届をA 2に提出した。なお、A 4は8月15日ごろ帝神協議会に加盟したが、昭和57年7月22日ごろ同協議会を脱退して分会に再加入している。

6 その後の経過

- (1) 8月15日、A 4及びA10はC 2に、分会員らが同人らの家にうるさく言って来ると困るので、どこか泊まる所がないかと相談したところ、C 2はB 5マネージャーに同人らを泊めてやってくれるように頼み、A 4及びA10は8月15日と16日の両日、同マネージャー宅に宿泊した。
- (2) 8月16日及び17日は両社の休日であったが、16日、C 1は山鹿ミートに行っているA 5から「明日、家に帰るが、帰ると分会員らがやってくるかもわからないので、相談にのって欲しい。」との電話を受けた。そこで、C 1はB 3常務に、このことで相談したい旨

申し入れたところ、17日の午前中に明石市のC 1 インターチェンジ近くの喫茶店で会うことになった。

一方、C 2 は山鹿ミートに行っているA 9 から「明日、帰るつもりだが、帰ってからA 4 とA 10 に会いたい。」との電話を受けたので、A 4 とA 10 の宿泊しているB 5 マネージャー宅に連絡し、17日の午前中にB 1 社長の友人であるC 4 宅で会わせることになった。

- (3) 8月17日、C 2 及びC 1 は神戸市東灘区青木のフェリー乗場でA 5 とA 9 を出迎えたうえ、4人でC 1 インターチェンジ近くの喫茶店へ行き、B 3 常務と会った。そこで、C 1 はB 3 常務にA 5 を2、3日泊めてやってもらえないかと頼んだところ、B 3 常務は、その申出を断った。その後、全員で明石市大久保にある前記C 4 宅へ行った。C 4 宅には、ゴルフに行くためB 1 社長、B 2 専務、B 5 マネージャー、B 6 課長が集まっており、そのほかにA 4 とA 10 が来ていた。そこでB 1 社長は、A 4、A 10、A 5、A 9 らに「これから、皆ええようにみてやる。」「ブラックリストは消せる。」などと発言した。

第2 判断

申立人は、被申立人らが他の従業員をしてサカエ屋協議会及び帝神協議会を結成させ、両協議会の組合員や職制を使って分会員らに対し脱退工作を行ったと主張し、一方被申立人らは、両協議会は従業員らが自主的に結成したものであり、また分会員らに対し脱退工作を行ったことはないと主張しているため、以下これについて判断する。

1 両協議会の結成等について

申立人は、被申立人らが他の従業員をして両協議会を結成させたと主張し、あるいは両協議会の組合員を使って、分会員らに対し脱退工作を行ったと主張しているが、これを認めるに足る疎明はないから、申立人の主張は理由がない。

2 B 6 課長のA 9 に対する脱退勧奨について

A 9 は8月12日夜、B 6 課長に呼び出され自動車と一緒に明石の同課長の友人宅に行き、そこで面談したことは前記第1、4(1)で認定したとおりである。当時、A 9 は分会執行委員であり、前記認定のとおり、B 6 課長に面談するのに先立ち、A 2 に不当労働行為の事実がつかめるかも知れないのでテープレコーダーを用意してくれと頼み、A 2 からポケットサイズのテープレコーダーを借りて面談に臨んだことが認められる。

このことからみれば、A 9 は同課長から分会からの脱退勧奨を受けることを予想し、これを録音するためにテープレコーダーを持っていったものと考えられるから、同人はB 6 課長と面談する前には、分会を脱退する意思は全くなかったものとみるべきであり、むしろ積極的に分会員としての行動をとろうとしていたことがうかがえるものである。

しかしながら、A 9 はB 6 課長と面談中に分会からの脱退を決意し、分会員と顔を合わすことを嫌い、山鹿ミートに行かせてくれるよう同課長に頼み、翌13日に分会の退会届と帝神協議会への加盟届をC 2 に提出している事実並びに後に判断するところB 6 課長がA 4 に対し分会からの脱退勧奨をした事実などを総合して勘案すれば、A 9 はB 6 課長から具体的に如何なる言辞をもってなされたかは明らかではないが、分会脱退を勧奨された結果、分会脱退を決意したものと推認できる。

そして同13日、A 9 が山鹿ミートに出発するに際し、勤務時間中にもかかわらず、B 6 課長が自分の自動車を運転してA 9 を大阪国際空港まで送っている事実は、B 6 課長が自

らの脱退勧奨に応じたA 9に対し便宜を図ったものとみるのが相当である。

3 B 6 課長のA 4に対する脱退勧奨について

B 6 課長が、8月13日夜、前記バグにおいてA 4に対し「運輸一般に入っていたら、警察のブラックリストにのる。今、組合を辞めたら、ブラックリストは消せる。組合を辞めずに働いていたらやくざみたいなのを入れて、痛い目にあわせてやる。」などの言辞をもって、A 4に分会からの脱退を勧奨し、A 4はこれに応じて脱退を決意し、分会の退会届に自署したことは、前記第1、5(1)で認定したとおりである。

4 B 6 課長のA 4に対する他の従業員への脱退勧奨の指示について

B 6 課長が、8月13日夜前記バグにおいて、A 4に分会からの脱退を決意させた際、A 4にA10及びA11に対して脱退を説得するよう指示し、A 4は同日夜、A10及びA11に対し脱退を説得し、退会届に自署させたこと、更には翌14日同課長がA 4に他の分会員に対しても分会からの脱退を説得するよう指示し、A 4はA10と共に分会員A13、A14に対し、分会からの脱退を説得し、退会届を書かせたことは前記第1、5(1)(2)(3)で認定したとおりである。

5 B 6 課長の地位と不当労働行為の成否について

(1) 前記第1、1(2)(3)で認定したとおり、帝神畜産とサカエ屋商事は、法律上は別法人であるが、両社の本店は同一場所にあり、少なくともサカエ屋分会が結成された昭和56年7月26日から本件審問終結に至るまで、両社の役員は、いずれも同一であり、業務内容としても帝神畜産が食肉を販売用に加工し、それを両社が小売商、あるいはレストランに卸売するものであって、両社の営業内容を明確に区別し得るものではない。そして、両社の神戸支部及び分会との団体交渉その他の対応においても、両社の役員が共通していることから、両社一体となってあたっていること等からみれば、少なくとも神戸支部及び分会に対する関係においては、両社は一体のものとするのが相当である。

ところで、B 6 課長は帝神畜産に所属する製品課長であるが、前記判断のとおり、帝神畜産とサカエ屋商事は、神戸支部及び分会との関係においては一体とみるべきであり、前記第1、2(2)で認定したとおり、分会結成後、B 1 社長は両社の課長以上の管理職を集め、その対策を協議し、分会との団体交渉には管理職全員が出席するよう要請し、現実にはB 6 課長も分会との団体交渉に両社の使用者側の一員として出席していることからみれば、同課長の言動は、両社の意思を体してなした両社自身の行為として把握すべきものと判断する。

(2) このようにみれば、前記認定及び判断のとおり、B 6 課長の行った分会員らに対する脱退勧奨及び脱退勧奨の指示は、明らかに神戸支部及び分会の組織運営を弱体化し、あるいは分会員の団結を妨害する支配介入であって、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると判断する。

6 救済方法について

申立人は、請求する救済内容において、支配介入の禁止と謝罪文の掲示を求めているが、謝罪文の掲示については、本件の場合文書の交付をもって足りると考える。

第3 法律上の根拠

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

昭和 59 年 12 月 14 日

兵庫県地方労働委員会
会長 奥野久之